

3. その他

(1) Q&A



◆助成対象について◆

Q1	建築中の建物は対象外？
A	× 対象外です。改修によりトイレの洗浄水量が減少することが条件ですので、トイレの新設は対象外となります。
Q2	賃貸住宅は対象外？
A	×対象外です。申請者が所有しその住宅に住民登録がある(住んでいる)建物が対象です
Q3	助成対象となる「住宅」、「店舗等が併設された住宅」とはどのようなものですか？
A	市内にある住宅(人の居住の用に供する家屋または家屋の部分)が対象です。事務所や店舗・工場等との併用住宅については、「居宅部分」のトイレ改修であれば対象です。この場合、申請には、間取り図等が必要となります。
Q4	市内に複数の住宅を所有しているのですが、それぞれの住宅で助成申請をすることはできますか？
A	お住まいになっている(住民登録をしている)建物のみが対象です。
Q5	亡くなった配偶者や両親などの名義のままの住宅に住んでおり、そのトイレを改修しましたが申請できますか？
A	その住宅に住民登録がある(住んでいる)相続人であれば、申請できます。ただし、追加で書類を提出いただく必要がありますので、事前にご相談ください。
Q6	分譲マンションの節水型トイレへの改修は、対象になりますか？
A	申請者が居住の用に供している部分(専有部分)が、対象です。
Q7	賃貸マンションの中にあるオーナー所有部分は、対象になりますか？
A	○対象です。ただし、申請者(オーナー)が居住している部分を住宅として区分登記していない場合や、自己の居住に使用している部分が確認できない場合は対象外となります。別途、部屋割り図等居住部屋が確認できるものをご提出いただきますので、事前にお問い合わせください。



Q8	上水道を使用していない場合も、申請できますか？
A	地下水などを使用している場合でも対象です。

◆対象工事等について◆



Q9	トイレ本体を市内の事業者から購入し、自分(申請者)が設置工事を行なった場合は対象となりますか？
A	設置工事を申請者自ら行なった場合は対象外です。トイレ本体購入と改修工事ともに、松山市内の事業者に依頼して改修していることが条件です。 ただし、個人事業者が自ら居住しているトイレを改修した場合は対象となります。
Q10	どのようにして既存トイレの洗浄水量(大)を確認するのですか？
A	事業者を確認してください。なお、トイレの『製品番号』をもとにメーカーのホームページなどで調べることができます。
Q11	和式の水洗トイレから洋式へのトイレ改修も対象ですか？
A	和式の水洗トイレと比較し1リットル以上洗浄水量(大)が減少していれば、対象となります。
Q12	汲み取り式等非水洗トイレから節水型トイレへの改修も対象ですか？
A	×対象外です。改修したトイレが、既存トイレと比較し洗浄水量(大)が1リットル以上減少することが条件です。
Q13	元々あった場所とは違う場所に設置した場合は対象ですか？
A	既存のトイレと比較し、洗浄水量(大)が1リットル以上減少する場合は対象です。 ただし申請には間取り図の添付が必要です。(P8㊦参照)
Q14	新築時と同じ市外に本社のある会社(ハウスメーカー)に改修をお願いしたいのですが、助成対象になりますか？
A	市内に営業所等がある事業者がトイレ改修工事を行う場合は、対象です。 ただし、領収書と改修証明書には松山市内の営業所名や住所の記入が必要ですので、領収書に松山市外の本社名や住所しか記載がない場合は、追記を依頼してください。(手書き可)
Q15	市で、事業者は紹介してくれるのですか？
A	市では、事業者の紹介は行っていません。 松山市管工事業協同組合(☎089-925-2021)にお問い合わせください。

◆申請書(請求書)について◆

Q16	受付はいつからいつまでですか？
A	令和5年4月1日(土)～令和6年3月29日(金)です。ただし、申請額が予算額に達した日で受付を終了します。 窓口での申請は、令和5年4月3日(月)から受付開始します。
Q17	申請書類は、どこで入手できますか？
A	水資源対策課窓口(市役所 本館5階)、各支所、市民サービスセンターで配布しています。また、市のホームページからダウンロードすることも可能です。
Q18	申請は、どこでできますか？
A	申請は、水資源対策課窓口と郵送で受付しています。 ※水資源対策課窓口(松山市役所 本館5階) 平日午前8:30から午後5時まで。 ※郵送の場合は、〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2 松山市総合政策部 水資源対策課(節水型トイレ担当)へ
Q19	窓口で申請する場合、申請者本人が行かないといけないのですか？
A	事業者の方や親族の方が代理で申請窓口に来ていただくことも可能です。
 Q20	自宅にトイレが2箇所あり、4月と6月にそれぞれ改修工事を予定しています。どちらも申請できますか？
A	改修工事をした2箇所分を合わせて、1回で申請してください。 (2回に分けての申請はできません。同一年度1回限りです。)
 Q21	令和4年度に改修工事が完了した場合は申請できますか？
A	<u>×できません。</u> 申請ができるのは、令和5年4月1日(土)以降に改修工事が完了したものです。
Q22	申請書類に使用する印鑑は、不要ですか？
A	印鑑は不要です。なお、これまで通り押印されても差し支えありません。

Q23	固定資産税納税通知書を紛失した場合、どうしたらいいですか。
A	① 「令和5年度固定資産課税台帳記載事項証明書」(家屋分) ② 「登記事項証明書(建物)」(令和5年1月1日以降に取得したもの) どちらか申請者の氏名が確認できるものを取得して提出してください。(P5②参照) なお、「令和5年度 固定資産税納税通知書」がご自宅に届く前に助成金の申請をする場合にも、上記①②のいずれかを取得する必要があります。
Q24	今年、中古住宅を購入したので、納税通知書がありません。何を提出すればよいですか。
A	「登記事項証明書(建物)」(登記が申請者名義に変更となっているもの)を習得して提出してください。なお、トイレ改修時にその住宅に住民登録がある人が対象となりますので、ご注意ください。
Q25	事業者への支払いは、クレジット払いでも問題ないですか？
A	支払い方法は問いませんが、申請に領収書が必要です。

◆現地確認について◆

Q26	現地を確認することはありますか？
A	必要に応じて、市の担当者が現地を確認させていただきます。
Q27	現地確認は土日でも来てもらえるのでしょうか？
A	原則、平日の9:00～17:00の間に市が指定した時間をお願いします。 やむを得ず、指定した日時での対応が困難な場合は、ご相談ください。

◆助成金の交付について◆

Q28	助成金はいつ交付してもらえるのですか？
A	不備等が無ければ、申請から概ね2カ月程度で口座に入金します。 ただし、連休を挟む場合や申請が集中した場合などは、通常よりお時間をいただく場合があります(概ね3カ月程度)。
Q29	申請者以外の口座へ入金してもらうことは可能ですか？
A	入金、申請者ご本人の口座へ行きます。ただし、申請者名義の口座が無いなど、ご事情がある場合は、水資源対策課までご相談ください。

◆その他◆

Q30	他の補助制度を重複して利用することができますか？
A	<p>同じトイレ改修工事に対して、市が行なっている他の補助事業や介護保険法に基づく住宅改修費支給制度を重複して利用することはできません。</p> <p>ただし、国の事業との併用はできます。</p> <p>※対象が別の補助制度（節水シャワーヘッド購入助成金など）を利用することは可</p>
Q31	助成制度を利用してトイレ改修工事を行った箇所で水漏れなど不具合が起っています。再度、修繕を行うので、修繕費は市で補償してください。
A	<p>トイレ改修工事における事業者等とのトラブルについては、施主様（申請者）と事業者間で解決してください。</p> <p>なお、リフォーム工事のトラブル時の相談先としては、公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談窓口がありますので、ご活用ください。</p> <p>【住まいるダイヤル】 0570-016-100 （月～金曜日の午前10時～午後5時※土、日、祝日、年末年始を除く）</p>
Q32	「節水型トイレ改修助成制度」と住宅課の「わが家のリフォーム応援事業」のどちらに申請したらいいのでしょうか？
A	<p>「節水型トイレに改修するのか」、「改修後必ず1リットル以上洗浄水量（大）が減少するのか」、「工事費がいくらなのか」等の条件によって、申請が異なってきます。</p> <p>事前に住宅課（948-6349）へご相談ください。</p>
Q33	来年度もこの制度はありますか？
A	<p>節水型トイレの普及が進んだことから、節水型トイレ改修助成制度については、今年度（令和5年度）で制度を終了します。</p>